

計量法と計量法適合メーターについて

これまで、グリーン電力認証にかかる発電量の証明にあたり、計量法に適合したメーター(以下、計量法適合メーター)による計量は前提とされてきませんでした。これについては現在、計量法適合メーターによる計量を前提とするべきかどうか、また、前提とする場合には、これまで認証してきた、計量法適合メーターを使用していない認定設営に対して、どのような経過措置が望ましいかについて、グリーン電力認証機構で調整が行われており、AP ツ 計量器の設置について

(;)平成 18 年 4 月 1 日以降現在まで既に太陽光発電システムを設置されている方

現在 グリーン電力認証機構で経過 タ 4G在キ \$ 細対応 . イ , o 瓦 P ネヒ - 碑次ノ h イ知皮 舷口

計量法に基づく発電電力量計量器の設置をおすすめします。

- (1)適正な計量の実施を確保するために、計量の基準を定めた法律。計量単位、計量器に関する事業、計量器の検定・検査などについて規定。昭和二六年(一九五-)施行。平成四年(一九九二)国際単位系(SI)に統一のために改正。翌年施行。(出典『大辞泉』)

本事業の中で、グリーン電力証書化の対象となる自家消費分は、「発電電力量 - 売電電力量(電力会社発行の購入電力量確認票)」から算出します。